住所　栃木県日光市平ヶ崎102番地
倉勤　昭和43年4月1日生
倉冰　昭和45年10月29日生
倉抜　平成8年3月19日生
倉幸宏　平成15年6月8日生
住所　大阪市北区長柄東1丁目4番24―1102号
千信誠　昭和46年9月29日生
住所　大阪府東大阪市稲葉3丁目11番6号
谷慶翔　昭和52年11月5日生
住所　堺市東区日置荘北町3丁27番30号
陳丹　昭和56年10月11日生
住所　堺市北区東三国ヶ丘町3丁1番4号
姜芳　昭和41年5月14日生
王旭　昭和63年5月5日生
住所　富山県高岡市細池427番地2
李香凝　昭和41年4月4日生
住所　名古屋市西区新道2丁目2番15号
張英花　昭和54年1月5日生
住所　埼玉県所沢市向陽町2104番地9
肖軍毅　昭和56年12月10日生
住所　埼玉県草加市原町2丁目3番12―25号
梁維唯　昭和56年8月27日生
住所　東京都目黒区大橋2丁目17番38―702号
李鎗姬　昭和43年11月5日生
李文豪　平成7年2月23日生
住所　東京都江東区南砂2丁目3番6―1422号
劉玉琴　昭和54年8月30日生
住所　東京都荒川区西日暮里2丁目33番22号
宋超　昭和55年10月24日生
住所　東京都豊島区巣鴨4丁目24番11号
李海玉　昭和52年12月5日生
住所　千葉市緑区おゆみ野南3丁目14番地4
車光　昭和51年1月20日生
住所　千葉県鎌ケ谷市くぬぎ山1丁目12番41号
陳萍　昭和33年3月25日生
住所　秋田県由利本荘市東由利蔵字釜坂143番地3
孫玲艷　昭和57年1月6日生
住所　大分県宇佐市院内町北山693番地
黄海雲　昭和55年8月13日生
住所　埼玉県狭山市入間川2丁目11番13号
鄭珍玉　昭和53年6月1日生
住所　東京都文京区湯島3丁目17番3号
金麗華　昭和53年1月24日生
住所　東京都大田区矢口3丁目2番16―204号
ヤン・リン　昭和55年12月24日生
住所　千葉市中央区弁天1丁目6番1号
常文君　昭和57年1月26日生
住所　千葉県市川市中山4丁目7番15―305号
馬育新　昭和48年6月26日生
住所　東京都目黒区大岡山1丁目31番30号
王明明　昭和53年10月15日生
尹晨光　昭和53年11月10日生
住所　東京都江東区東雲1丁目9番12―809号
張晴　昭和50年11月13日生
住所　千葉県松戸市日暮5丁目185番地
劉暢　平成4年7月28日生
住所　千葉県我孫子市柴崎台3丁目10番3―402号
アーロン・ムーサ　昭和43年1月31日生
アブドゥル・サマド・ムーサ　昭和62年9月2日生
ラシーダ・ムーサ　平成元年5月25日生
ライーサ・ムーサ　平成20年5月20日生
住所　東京都町田市金井8丁目1番13号
韓鑫　昭和36年1月19日生
何向真　昭和31年4月19日生
住所　徳島市金沢1丁目6番12号
サーメハ・イスマイル・ゴマア・イブラヒム
昭和50年3月16日生
住所　東京都荒川区南千住8丁目9番2―713号
崔蓮花　昭和55年9月27日生
住所　新潟市北区松浜町3425番地36
サルマン・カン　昭和42年7月11日生
パゼル・ジャラール　平成12年4月14日生
アブドゥル・ワセ　平成13年3月30日生

○外務省告示第五百七十三号

平成二十一年十二月三日にダルエスサラームで、マサシ―マンガッカ間道路整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がタンザニア連合共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　マサシ―マンガッカ間道路整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　十五億千四百万円
3　贈与の供与期限　平成二十五年六月三十日まで
4　署名者
日　本　側　中三坦在タンザニア大使
タンザニア側　ラマダニ・キジャ財務経済次官
平成二十一年十二月十七日
外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第五百七十四号

平成二十一年十二月二日にフリータウンで、シエラレオネ共和国における小児感染症予防計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　シエラレオネ共和国における小児感染症予防計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　一億二千二百万円
3　署名者
日　本　側　片上慶一在シエラレオネ大使
国際連合児童基金側　マヒンボ・ムドゥー在シエラレオネ事務所代表
平成二十一年十二月十七日
外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第五百七十五号

平成二十一年十一月三十日にカンパラで、中央ウガンダ地域医療施設改善計画（詳細設計）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がウガンダ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　中央ウガンダ地域医療施設改善計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入
2　贈与の限度額　一億三千五百万円
3　贈与の供与期限　平成二十四年三月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　加藤圭一在ウガンダ大使
ウガンダ側　サイダ・ブンバ財務・計画・経済開発大臣
平成二十一年十二月十七日
外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第五百七十六号

平成二十一年十二月八日にパリキールで、太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がミクロネシア連邦政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　五億三千万円
3　贈与の供与期限　平成二十二年十二月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　佐藤昭治在ミクロネシア大使
ミクロネシア側　ローリン・S・ロバート外務大臣
平成二十一年十二月十七日
外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第五百七十七号

平成二十一年十二月三日にダルエスサラームで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がタンザニア連合共和国政府との間に行われた。
平成二十一年十二月十七日
外務大臣　岡田　克也

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、タンザニア連合共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とタンザニア連合共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　二十億円（以下「借款」という。）が、第七次貧困削減支援貸付を支援することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）により、日本国の関係法令に従って、タンザニア連合共和国政府に供与されることとなる。

2(1)　借款は、タンザニア連合共和国政府とJICAとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後一年とする。

(2)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。